

【収集場所関係の質問・ご意見】

Q1.各収集場所にリサイクル指導員を各週交代で設置しているが、自治会での把握が困難になっている。どのように指導員を把握し、連絡をとればよいか。

A1.リサイクル指導員を掃除当番として順番で役割を回している自治会があることは承知しています。各組内や利用者間で把握できていれば問題ないとは思いますが、掃除当番順番表等で管理をしてみてもはいかがでしょうか。

また、ごみ収集場所の管理（清掃等）は、自治会加入者のみならず、利用者の皆さんで行って頂きたいと考えています。

Q2.非自治会員や他自治会の人と一緒に使っている収集場所が、カラス被害が多い。自治会で管理ができていないためごみを置くことができる容量を超えていることが理由だと考えるが、ごみ容量のコントロールについて市の考え方を教えてほしい。

A2.新規の宅地分譲などで、10世帯を超える場合は分譲地内に収集場所を作ることを秦野市まちづくり条例施行規則で義務付けています。既存の収集場所については、敷地に対して利用世帯数が多すぎる場合はご相談ください。

しかしながら、収集場所の新規設置は民地の提供が必要になりますので、事前に、地元で利用できる土地を見つけていただく必要があります。

Q3.可燃ごみの日に野生鳥獣の被害を受ける場合があり、どのように対策を取った方がよいか。

また、8時半までではなく、収集時間にあわせてごみ出しができるようにならないか。

A3.収集場所の形状やネットのかけ方が、荒らされやすい状態になっている可能性がありますので、本課へご相談いただければ個別に確認させていただいて、アドバイスをさせていただきます。

また、8時半までのルールについてはその日の天候や道路状況などで収集の順番や時間が変わることもありますので、8時半までにお出しいただくことについては御理解いただきますようお願いいたします。

Q4.新築の1戸建て住宅の入居予定者が自治会には加入せず、近くの自治会管理の収集場所にごみを出したいと要望があった。

この要望に対し、自治会管理の収集場所は自治会員から集めた自治会費等を使って維持管理をしているため、使わせられないと返答し、もめてしまった。

このような場合の対応方法を知りたい。

A4.自治会に加入していないから収集場所を使えなくさせる、維持管理のために金銭を徴収するということは強制できません。

しかしながら、収集場所については利用者の責任の下、管理されるべきものですので、自治会で管理していない収集場所についても、利用者でお金を出し合いカラス除けのネットを設置したり、清掃当番を回している所があります。そのような観点を説明した上で、強制はせず、一緒に管理をお願いしたいとお伝えするようお願いいたします。

Q5.自治会未加入者を利用できるようにごみ収集場所の利用料金を取っている所もあると聞いたことがあるが、市内のごみ収集場所の実態を知りたい。

A5.各収集場所の個別のルールについては、市で全てを把握しておりませんが、利用者全員から管理費や、民地の場合は民地使用料として徴収をしたり、備品購入の際は、お金を出し合って設置しているとお話を伺ったことはあります。

Q6.自治会に加入していない人がルールを守っていないことがある。以前、担当者が注意した際にトラブルになったことがあり、自治会未加入者は氏名等も不明なため、自治会で対応することは難しい。

また、自治会から集合住宅の管理会社に電話対応を試みたこともあったがトラブルになった。

そのため、すべて環境資源対策課に対応をお願いできないか。

A6.出されているルール違反ごみの中に、ハガキや封筒など個人が特定できる物が含まれていれば、市の方からも個別に指導を行うことができます。

ただし、市からの指導に加え、周辺地域に住まれている方々からの指導も加わることで、分別を守らない人に対しての周知がより効果的になった事例があります。

市にご連絡をいただくほか、可能な範囲で構いませんので、分別ルールを守らない人への地域での指導にもご協力いただきますようお願いいたします。

【ごみや資源の分別・資源化に関する質問・ご意見】

Q1.令和7年度4月から変更されるプラスチック製品の回収方法について、可燃ごみの中にプラスチック製品が入っていたら、混合ごみとして回収されないのか。

A1.可燃ごみの袋の中に多少のプラスチック製品が入っていたとしても、可燃ごみで回収する予定です。

しかしながら、プラスチック製品が占める割合が多かったり、明らかに分別不十分だと判断できる場合には混合ゴミとし貼紙をして回収しないことも検討しています。

今回のプラスチック一括回収の目的のひとつとして可燃ごみの削減がありますので、分別にご協力をお願いします。

Q2.令和7年度4月から変更されるプラスチック製品の回収方法について、汚れているものを可燃ごみで出した場合（又はプラスチックに出した場合）に、その汚れ具合によって回収されないということはあるか。

A2.汚れているプラスチックは、軽く水洗いをして乾かしてから出して下さい。

しかし、汚れが落ちないプラスチックは、そのまま可燃ごみとして出して頂ければ回収します。また、汚れのひどいプラスチックは資源化できないため、プラスチックで出されても回収しない場合があります。プラスチックは限りある資源であり、可燃ごみを増やさないためにも可燃ごみとして出すのではなく、できるかぎり資源として分別することにご協力ください。

Q3.令和7年度4月から変更されるプラスチックごみについて、今回の説明会で聞いた内容は事前連絡として受け取ってよいか。自治会員の混乱を防ぐため、自治会員への展開スケジュール、周知等があれば教えてほしい。

A3.ご指摘のとおり、令和7年4月からの運用に対する周知となります。今後は、今回の内容に沿った新たな「ごみと資源の分け方・出し

方ガイド」及び「ごみと資源の分別カレンダー」を令和7年2月頃に刷新する共に、広報はだのや秦野市 HP 等でも周知をする予定です。

Q4.プラスチックの回収日増について、なぜ令和7年度4月からなのか。前倒しはできないのか。

A4.プラスチックの回収日増加に伴う収集体制の変更や市民への周知方法の準備などにより、最短で令和7年度からの実施となります。また、年度途中の変更は混乱を招く恐れがあるため、年度の切り替えに併せて4月からの実施としております。

Q5.プラスチックとして回収できないものの廃棄はどのようにしたらよいか。

A5.プラスチックで回収できない禁忌品については、それぞれの素材や形状に合わせて適切に処理をしてください。

(例)

ゴムやシリコン樹脂製のもの	→可燃ごみ
強化プラスチックのもの	→可燃ごみ、50センチを超えたら粗大ごみ
電池、電気で動くもの	→小型家電、不燃ごみ
スプレー缶やライター	→蛍光灯など
リチウムイオン電池（モバイルバッテリー等）	
→回収協力店又は不明なものは環境資源センターへ持ち込み	
ボタン電池（LR、SR、PR）	→ボタン電池回収協力店へ持ち込み

Q6.雨予報の日はビンや缶以外の資源物は回収しないとなっているが、雨予報の基準はあるか。また、雨が降りそうなときでも収集車は回収に来るのか。

A6.雨の場合でも、濡れても資源化に支障がないビンや缶、食用油は回収します。

また、雨の日に出されてしまったその他の資源物についても場合により回収することがあります。

しかし、濡れた段ボールなどの紙類や衣類等は、せっかく分別して頂いたのにも関わらず、資源としての価値が下がり、可燃ごみとして処理せざるを得なくなることがあります。

特に衣類等については袋が濡れた場合でも、資源化できなくなる

ため、雨の日の搬出を控えていただくようお願いしております。

雨予報の日に紙類や衣類等をどうしても出したい場合は市内の各地区ストックハウスをご活用ください。

Q7.昨年度の説明会では可燃ごみのうち紙やプラスチック、食品ロスが含まれているごみの比率が多く、減らすことが重要だと説明を受けたが、今年度は可燃ごみの分析を行っているか。またその結果は。

A7.可燃ごみの組成分析は、「ごみ処理基本計画」の策定に併せて実施しているため今年度は行っていません。次回の調査は計画改定時の令和7年度から8年度頃に予定しています。

Q8.紙のごみを少なくすることやリサイクルを推進する施策がないのはなぜか。

A8.今年度の説明会では時間の都合上説明できませんでしたが、紙の資源化に関する施策は引き続き実施しており、市ホームページや広報等で引き続き周知を行っていく予定です。

Q9.資料4のP18、資源の売却益その他(300万円)に不燃ごみの売却益は含まれているか。

A9.不燃ごみの金属類の売却は、秦野市伊勢原市環境衛生組合で実施しているため、今回お示しした秦野市の歳入には含まれていません。

資源の売却益その他の内訳は、衣類、布団、毛布、廃食用油、小型家電等の売却益を合計した金額となります。

Q10.今までは公民館でもらった紙袋で資源物の「その他紙」を入れて出していたが、もう公民館で配布できないと伺っている。

この紙袋については取っ手がプラスチックでできている物やビニール袋に入れて出すことはできないか。

A10.公民館で配布していた紙袋については、民間の事業者から寄附を受けていただいた限りがあるものであり、在庫が全てなくなってしまったので今後配布を行う予定はありません。

その他紙については入れている袋ごと紙として資源化を行いますので、プラスチックの取っ手を外して使っていただくか、ビニール袋は使わないようお願いいたします。

なお、その他紙をいれる袋は紙袋以外にも、封筒や紙箱などに詰めて出していただくことも可能です。

Q11.資料2のP6、P7のルール違反ごみに貼る警告の紙は市で徹底して貼ってほしい。

A11.回収作業員にはルール違反のごみに貼紙を徹底するよう、改めて指導させていただきます。

しかしながら、後出しごみや収集日に関係なく出されたごみ等は、作業員による確認ができないため、自治会を始めとする地域の方にも貼紙に御協力をいただきますようお願いいたします。

【その他の質問・ご意見】

Q1.資料4のP11、食品ロスが市民一人1日約65g発生していると説明があったが具体的に65gとはどれくらいか。

また、資料4のP12、令和13年度目標の200tの可燃ごみの削減のために食品ロスを市民1人1日約3.5g削減してほしいと説明があったが、具体的に3.5gとはどれくらいか。

A1.65gは卵(Lサイズ)1個分、3.5gは大豆一粒分ぐらいです。家庭から出た可燃ゴミを調査すると、賞味期限が切れた未開封の食品やそのまま捨てられた野菜などが見受けられます。

そのため、食品ロス削減のためには、説明会で紹介した方法のほかにも「料理を作りすぎない」「野菜の皮などを過剰に除去しない」などもありますので、是非できる範囲でご協力をお願いします。

Q2.今回の説明会の資料について、紙の枚数が情報量に対して多すぎる。環境資源対策課として率先して模範になるべきではないか。

A2.ご意見ありがとうございます。来年度以降の説明会の開催に際し、説明会の方法、資料などの配布方法について検討させていただきます。

Q3.不燃ごみの収集日に、早朝6時前後くらいに金属類を違法に持ち去る人がいる。その対策をどう考えているか。

A3.各地域において持ち去りの通報を受けており、早朝パトロールを実施しているほか、警察への通報や情報共有を適宜行っています。

もし、実際に持ち去りを見かけましたら、行為者への接触はせずに持ち去りがあった場所(収集場所の番号)、持ち去りがあった日・時間、持ち去られた物、車両のナンバー・車種・色などの特徴、行為者の特徴等を分かる範囲で環境資源対策課までご連絡いただきますよ

<p>うお願いします。</p>
<p>Q4.年2回報告していた収集場所の状況報告書だが、封筒や切手が同封されていないのはなぜか。説明会に時間をかけるのではなく、経費をそちらにまわしてほしい。</p>
<p>A4.収集場所の状況報告については、交付金の交付要綱において報告することを定めていたものであり、提出の方法は問わないものであったため、市が郵送料を負担することは想定しておりません。</p> <p>なお、今年度からは自治会交付金の実績報告書提出時に、年に1回、他の書類と一緒に提出していただくようになりますので、個別に提出する必要はありません。</p>
<p>Q5.不法投棄対策として罰金看板及び防犯カメラの設置を検討しているが、設置について法的に問題はあるか。</p> <p>また、設置に対する市からの補助金制度等はあるか。</p>
<p>A5.防犯カメラ等設置者が地権者である土地に設置する場合の法的な問題はありません。</p> <p>また、防犯カメラ等の設置に対する補助金制度は本市にはありませんので、自治会交付金等の活用をお願いします。</p>
<p>Q6. 他自治体では家庭ごみの戸別収集を行っているところもあるが、秦野市ではどのように検討されているか。</p>
<p>A6.本市の家庭ごみの戸別収集については、障がいのある方などで、収集場所まで自力で出すことが困難である方を対象にしている「ほほえみ収集」制度、秦野駅や東海大学前駅周辺の一部地域で夜間戸別収集を行っている地域があります。</p> <p>他の地域については今のところ、戸別収集を実施する予定はありませんが、高齢化が進行している状況などを鑑み、研究していきたいと考えています。</p> <p>また、戸別収集を行うことにより、収集にかかる経費増は避けられず、ごみ収集の有料化も検討する必要がある施策ですので、慎重に議論を進めます。</p>
<p>Q7.市内一斉美化清掃について、土のう袋の回収は連絡しなくてもよいのか。</p>

A7.収集依頼表提出時に、各自治会で指定いただいた場所（最大3か所）に置いていただければ、ごみ回収時に確認し、環境資源対策課から建設管理課へ回収依頼を出しますので特別の連絡は不要です。